様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年10月16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）あいべすてくのかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 アイベステクノ株式会社  （ふりがな）うめだ　あきひさ  （法人の場合）代表者の氏名 梅田　晶久  住所　〒672-8002  兵庫県 姫路市 北原１１３３番地の１  法人番号　3140001057485  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　デジタルトランスフォーメーション（DX） | | 公表日 | ①　2025年10月16日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　アイベステクノ株式会社HPで公表  　https://www.ibes-techno.com/dx  　経営ビジョン より | | 記載内容抜粋 | ①　【経営ビジョン】  〈背景〉  現在多くの企業は社員の高齢化、人手不足、働き方の多様化といった課題を抱えており、従来のやり方では近い将来にわたり、持続的な発展を維持することが困難になると予想されます。このような環境下で、今まで以上に顧客ニーズに迅速かつ的確に応えるには、デジタル技術の積極的な活用･促進が不可欠であり、課題となる技術向上、教育訓練の充実、業務効率化と柔軟な労働環境の整備といった課題に取り組むことが急務と考えています。  またこれらの取組みによって、単なる業務効率の向上にとどまらず、企業の競争力を強化し、持続可能な成長と社会貢献を目指します。  〈ビジョン〉  01.多様な働き方の創出  デジタル技術を活用し、年齢、子育て、労働時間、国籍など多様な背景を持つ人々が柔軟な働き方ができる環境を整備します。また社員一人ひとりの成長を支える教育体制を構築することで、社員の充実感とスキル向上の両立を図ります。  02.生産性と品質の向上  デジタル技術を活用し、技術や情報の共有化を図り、拠点間の壁をなくすことで新しい組織の形を実現します。  これにより、生産性と製造品質の向上を実現し、競争力の強化を目指します。  03.顧客満足度の向上  デジタル技術を駆使して業務プロセス改善を加速させ、本来業務への集中を促します。  その結果、信頼性が高く付加価値のあるサービスを提供し顧客満足度の最大化を図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会の承認を経て、当社ウェブサイトに公表しているものになります。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　デジタルトランスフォーメーション（DX） | | 公表日 | ①　2025年10月16日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　アイベステクノ株式会社HPで公表  　https://www.ibes-techno.com/dx  　DX戦略 より | | 記載内容抜粋 | ①　【DX戦略】  〇リモートアクセス  労働力の多様性に対応した働き方の実現に向け、遠隔監視装置（Ewon）を導入して遠隔即応体制を確立。出張移動・現地待機を大幅に削減し、創出した時間を設計などの本来業務へ再配分することで、総コストの最適化を図ります。  さらに、Teams／Zoom等のコミュニケーションツールを活用したリモートワーク基盤を整備し、作業データの共有とワークスタイル変革を推進します。  あわせて、熟練者の遠隔フォロー体制を構築し、若手派遣の機会拡大と技術指導に活用します。  〇デジタルサービス  顧客対応業務の変革に向け、生成AIやAI-OCRを活用して調達データを電子化・分析します。  これにより検索性・再利用性を強化し、見積精度の向上や迅速な顧客対応を実現します。その結果、コスト削減と顧客満足度の向上につなげます。  〇技術開発と活用  自社開発技術を業務プロセスに展開し、効率化による業務変革を推進します。  具体的には、銘板・アクリル加工の自動化システムを導入。  設計データを基点にCAD／CAMと加工ロボットを連携させ、加工条件の自動生成・段取り自動化・最適ネスティングを実装します。  これにより作業工数の削減・材料ロス低減・品質の安定化を実現します。  さらに、自社をモデルカンパニーとして業界への導入支援を行い、制御・配電業界全体の技術水準向上に貢献します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会の承認を経て、当社ウェブサイトに公表しているものになります。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　デジタルトランスフォーメーション（DX）  　組織と人材育成〈組織〉 より | | 記載内容抜粋 | ①　【組織と人材育成】  〈組織〉  DXを企業成長の中核戦略と位置づけ、全社一丸となって取り組むため、代表取締役社長を責任者とする「DX推進部」を設置します。各部門から選出されたメンバーで構成し、部門横断での連携･人財交流により企業全体でのDX推進をリードしていきます。また、DX施策の進捗状況や課題、今後の方針については、定期的に経営会議にて審議･評価を行います。この体制により、当社のDX戦略を着実に実現し、持続可能な発展と社会貢献を目指します。  〈人材育成〉  未来を創る3つの人材戦略  〇推進力  各部門から選出したDX推進メンバーに対して、DX推進に必要なスキルを習得するための支援に注力します。  担当者が各部門へ知識を共有することで、全社的にデジタルリテラシーの底上げとDX化への意識向上を図ります。  〇守備力  セキュリティ意識を向上させるために、DX推進プロジェクトの担当者を対象に定期的な社内勉強会を開催します。  これにより、最新のセキュリティ対策を理解し実践できるようにし、各部門にも知識を共有することで全社的なセキュリティレベルの向上を目指します。  〇開発力  社内基幹システムのエンジニアを育成し、開発の内製化を図ります。これにより、迅速なシステム開発と安定した保守･運用を実現し、業務の効率化と品質向上を目指します。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　デジタルトランスフォーメーション（DX）  　DX推進に向けた環境整備の取組み より | | 記載内容抜粋 | ①　【DX推進に向けた環境整備の取組み】  〇リモートエンジニアリング化  遠隔地との現地調整や操業立会が可能となります。また、突発的な要請にも迅速に対応できます。これにより、若手社員や代替社員が現場作業をサポートでき、リモート支援が可能となるため、安全･安心な対応が実現し、顧客満足度の向上に繋がります。結果として、現場作業のバックオフィス化を実現します。  〇検査業務省力化  検査業務に無線環境を導入します。これにより複数名で実施していた検査業務を1名で実施することが可能となり検査業務の効率化を図ることができます。  〇銘板・アクリル切断省力化  現在、人の手で行われている加工作業にロボットを導入します。これにより、これまで人手に依存していた工程を全自動化することが可能となり、安定して高品質の製品を生産し続けることができます。  〇ビジネスチャット利用によるコミュニケーション環境を構築  所属･場所にとらわれずシームレスに意見交換や情報共有を行えるようにします。  さらに、外部パートナーや顧客とのコミュニケーションを強化します。  〇社内基幹システムの更新  自社開発の社内基幹システムの機能更新をする上で、RPA、AI-OCR、AI技術の活用を検討しています。  〇生成AIの活用を推進 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　デジタルトランスフォーメーション（DX） | | 公表日 | ①　2025年10月16日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　アイベステクノ株式会社HPで公表  　https://www.ibes-techno.com/dx  　DX推進に向けた環境整備の取組み より | | 記載内容抜粋 | ①　〇リモートエンジニアリング化  遠隔監視装置(Ewon)を活用により移動工数を削減し、原価を低減  〇検査業務省力化  無線環境の導入で業務効率を向上させ、検査工数を削減し、原価を低減  〇銘板・アクリル切断省力化  設計データ→CAD/CAM→加工ロボットのデータ連携により、自動段取り・最適ネスティングを実現し、作業工数と材料ロスを低減 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年10月16日 | | 発信方法 | ①　デジタルトランスフォーメーション（DX）  　アイベステクノ株式会社HPで公表  　https://www.ibes-techno.com/dx  　経営ビジョン(最下部メッセージ) | | 発信内容 | ①　当社は、「未来を制御する信頼のある企業」を実現するため、社員一人ひとりの可能性を最大限に引き出しながら常に挑戦し続けます。お客様の期待を超える高品質なサービスを提供し、制御・配電業界のリーディングカンパニーとして、社会全体の発展に大きく貢献していきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 6月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。